

漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

漁業法第 31 条に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和 5 年 5 月 1 5 日
長崎県知事 大石 賢吾

1. 特定水産資源の種類

くろまぐろ (30kg 以上の大型魚) (以下、「大型魚」という。)

2. 管理期間

令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで

3. 対象となる海区及び採捕の種類

対馬海区の定置漁業

4. 対馬海区の定置漁業の大型魚割当量に対する採捕の数量の率

(5 月 15 日までの暫定値)

7 1 . 7 %

対馬海区の定置漁業の大型魚採捕量	:	9 . 3 8 1 トン
対馬海区の定置漁業の大型魚割当量	:	1 3 . 0 8 4 トン

5. 対馬海区の定置漁業の大型魚割当量に対する採捕の数量の状態

7 割を超過 (令和 5 年 5 月 15 日集計時点)